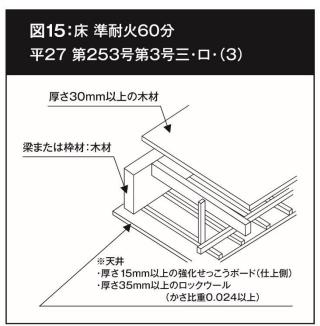
平成 27 年 2 月 23 日国土交通省 告示第 253 号 1 時間準耐火構造

主要構造部を木造とすることができる大規模の建築物の主要構造部の構造方法を定める件

第3 床の構造方法

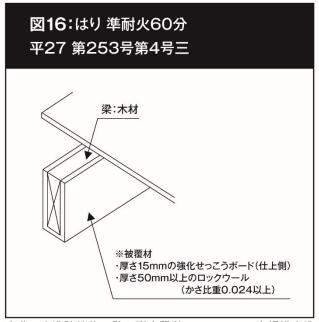
- 三 根太及び下地を木材又は鉄材で造り、かつ、次に掲げる基準に適合する構造とすること。
 - ロ 裏側の部分又は直下の天井に次に該当する防火被覆が設けられていること。
 - (1) 厚さ 12 mm以上のせっこうボードの上に厚さ 12 mm以上のせっこうボードを張り、その上に厚さが 50 mm以上のロックウール(かさ比重が 0.024 以上のものに限る。)又はグラスウール(かさ比重が 0.024 以上のものに限る。)を張ったもの
 - (3) 厚さが 15 mm以上の強化せっこうボードの上に厚さが 50 mm以上のロックウール又 はグラスウールを張ったもの
 - (4) 厚さが 12 mm以上の強化せっこうボードの上に厚さが 9 mm以上のロックウール吸音 板を張ったもの



出典:木造建築物の防・耐火設計マニュアルー大規模木造を中心として- (日本建築センター)

第4 はりの構造方法

三 第3第三号ロ(1)から(4)までのいずれかに該当する防火被覆を設ける。



出典:木造建築物の防・耐火設計マニュアルー大規模木造を中心として-(日本建築センター)